

特定外来生物防除等対策事業実施要領

第1 目的

本要領は、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和6年4月30日付け環自野発第2404309号）（以下「交付要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、同条第1項に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、交付要綱第2条に掲げる交付の目的を達成することを目的とする。

第2 事業の実施方法等

（1）対象事業の要件

- ① 交付要綱第12条第1項の規定により地方公共団体（都道府県、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。））に交付された交付金を活用して地方公共団体が行う交付要綱別表第1第2欄に掲げる事業であること。
- ② 交付要綱別表第1表第1欄の（1）に掲げる事業の実施に当たっては、以下のいずれかに該当すること
 - ア) 次の i)、ii) どちらにも該当すること。
 - i) 以下のいずれかに該当すること。
 - ・ 特定外来生物等の分布が全国的には局所的である場合
 - ・ 分布拡大の最前線であって、早期に防除を実施しなければ近隣地域に分布拡大するおそれが高い場合
 - ・ 地域の重要な自然資源に重大な被害を及ぼす又はそのおそれが高い場合
 - ii) 効果的な防除手法が既に開発されている、又は開発が可能である等、被害を効果的に抑制できる目標を立て得る場合
 - イ) 全国的にまだ前例のない効果的・効率的な防除手法開発や他の模範となる防除であること
- ③ 事業の効果に関する客観的な指標を設定するとともに、交付申請に当たってその目標を設定しているものであること。また、地方公共団体が交付要綱別表第2第3欄に定める者（以下「間接交付事業者」という。）に間接交付を行う事業（以下「間接交付事業」という。）にあっては、地方公共団体が間接交付事業を採択する場合にも、間接交付事業者に対してこれらの設定を求めること。ただし、個別の間接交付事業において指標及び目標を設定することが困難な場合については、地方公共団体において対象となる間接交付事業全体での事業の効果に関する客観的な指標及び目標を設定するものとする。
- ④ 交付要綱別表第1第1欄の（1）に掲げる事業であって、地方公共団体が間接交付を行う場合にあっては、地方公共団体は総事業費のうち1/4以上を負担するものであること。ただし、次項②の規定により、都道府県が交付申請する場合を除く。

(2) 採択の方法及び優先採択について

交付要綱第6条第1項に定める審査は、環境省において応募書類の記載内容をもとに事業要件への該否等を確認のうえで書類選考を行い、以下の①、②の項目について、別表に示す基準に沿って審査し、予算の状況等も踏まえて採択事業を選定する。当該審査に当たっては、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を地方公共団体の長に求める場合がある。

- ① 防除、計画等策定又は調査等に係る費用及び人員を有効に活用するため、費用対効果や実現可能性の観点から優先順位を考慮し、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な手法及び体制等による防除、計画等策定又は調査等を実施し、又は特定外来生物等の防除等対策の推進における波及的効果が期待できるもの。なお、交付事業者が間接交付事業を採択する場合もこの基準に準ずるものとする。
- ② 「特定外来生物被害防止基本方針」(令和4年9月20日閣議決定)における都道府県の役割を踏まえ、都道府県には当該都道府県の区域内の市町村との役割分担の調整や連携促進等の取組を積極的に進めることが期待される。これを踏まえ、交付要綱第3条第1項第二号のうち市町村が行う事業であって、都道府県が特定外来生物等の生息状況及び被害状況に応じ、適切にとりまとめている間接交付事業。また、上記の都道府県の役割に鑑み、間接交付事業と一の申請によって当該都道府県により実施される事業。

なお、事業内容や予算の状況等によっては、不採択に加え、一定の条件を伴う採択や、交付申請における交付金交付申請額に満たない交付金の額を前提とした採択となる場合がある。

(3) 交付対象経費及び国の交付率

各事業における交付対象経費及び国の交付率は交付要綱別表第1第3欄及び第4欄のとおり。ただし、他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は対象とならないものとする(他の補助金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く)。

第3 事業の評価

地方公共団体の長は、当該年度において実施した特定外来生物防除等対策事業の個別・具体的な内容を記載した実績報告書を、交付要綱様式第11により作成する際、特定外来生物防除等対策事業の目標の達成度や効果等について評価、検証を行うこと。特に、交付申請に当たって設定した指標及び目標についてその達成度や効果等を明示することとする。

また、初めて交付申請を行う場合を除き、当該年度までに実施した特定外来生物防除等対策事業の成果を記載した次年度の事業計画書を、交付要綱様式第1により作成する際も同様とする。

上記の内容を勘案し、環境大臣は、交付要綱第6条の審査に当たるものとする。

第4 その他

環境省自然環境局野生生物課長（以下「野生生物課長」という。）は、第2及び第3に定める事項を考慮のうえ、交付金の交付に係る事務を行うものとする。また、この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、野生生物課長が定めるものとする。

附則

この実施要領は、令和5年2月27日から施行する。

附則

1. この実施要領は、令和6年4月30日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、令和6年度予算に係る交付金から適用し、令和5年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

附則

1. この実施要領は、令和7年1月16日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、令和7年度予算に係る交付金から適用し、令和6年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

別表（審査基準関係）

交付対象事業の審査基準関係

（「交付対象事業」とは、交付要綱別表第1第1欄の（1）～（3）を指す。）

項目	審査基準	評価される交付申請書別紙の記載箇所	備考・補足
交付要件に対する該当性	ア) 次の i)、ii) のどちらにも該当すること。		・ア) とイ) のいずれにも該当しない事業は不採択となる。 ・詳細は実施要領第2(1)各号を参照のこと。
	i) 以下のいずれかに該当すること。		
	・特定外来生物等の分布が全国的には局所的であること。	「主たる特定外来生物等の種名」	
	・分布拡大の最前線であって、早期に防除を実施しなければ近隣地域に分布拡大するおそれが高いこと。	「対象地域」	
	・地域の重要な自然資源に重大な被害を及ぼす又はそのおそれが高いこと。	基準5-2 基準5-3	
	ii) 効果的な防除手法が既に開発されている、又は開発が可能である等、被害を効果的に抑制できる目標を立て得ること。	基準3-2	
	イ) 全国的にまだ前例のない効果的・効率的な防除手法開発や他の模範となる防除であること。	基準3-2	
1. 目的・目標の妥当性	・対象種の侵入状況や被害状況等、地域の外来生物対策上の課題と取組の現状が事業背景に明確に記述されていること。	基準1-1	
	・事業背景を踏まえた、実現可能性の高い適切な目標、保全対象が設定されていること。 ・事業背景を踏まえ、事業内容と関連した妥当な事業目標となっていること。 ・目標達成の時期が定められており、事業の着地点が明確になっていること。	基準1-2	
2. 成果指標の妥当性	以下の観点で、事業の効果に関する客観的な指標を設定していること。		
	・事業目標に見合った妥当なアウトプット指標が設定されていること。 ・客観的・定量的に事業成果の評価が可能なアウトプ	基準2-1	

	<p>ット指標が設定されているか（達成率の算出方法、その方法の妥当性等）。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目標に見合った妥当なアウトカム指標が設定されていること。 ・客観的・定量的に事業成果の測定が可能なアウトカム指標が設定されているか（達成率の算出方法、その方法の妥当性等）。 	基準 2 - 2	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業成果を定期的に評価する体制や枠組みが設けられており、P D C A サイクルにより事業内容の改善が見込まれるか。 	基準 2 - 3	
3. 事業計画の妥当性	<p>費用対効果、実現可能性、防除手法や体制の効果・効率性、実行性等の観点から、妥当な事業計画が策定されているか。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向けて、事業内容の費用対効果や効率性を高めたり、予算を効率的に活用するための工夫が見られるか。 *民間企業、関係団体、隣接自治体等、申請者以外との連携体制が構築されているか。 *特定外来生物の侵入・定着フェーズや分布域に応じた事業計画であるか。 *根絶又は低密度管理状態を短期間で実現することが見込まれるものか。 *専門家や試験研究機関等との連携や既存の防除マニュアルや既存備品の活用等 ・事業目標及び成果指標の達成に向けて、当該取組がどのように関係・寄与するのか、論理的・具体性のある計画か。 ・特に、積極的に I C T 等の新たな技術を活用する工夫がみられるか。 	<p>基準 3 - 1 基準 3 - 2 - 1 基準 3 - 2 - 2</p>	<p>直接交付事業 間接交付事業に共通</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・間接交付事業者の取組みを交付事業者が管理、監督する方法に具体性があるか。 	基準 3 - 2 - 2	間接交付事業のみ
4. 過年度事業の達成状況及び効果	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の達成状況及び過年度の成果から鑑み、事業が過年度の事業計画に沿って適切に実施され、効果を上げているか。 ・過年度事業の実施により、事業対象地において、対象種による被害の抑止が図られる、又は、事業効果に寄与する成果が得られたか。 	<p>基準 2 - 1 基準 2 - 2 基準 4</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始時点で分布が確認されていた地域における根絶の達成、分布域を縮小させることに成功したか。 ・地方公共団体の管轄内において、事業開始時と比較し、新たに分布域が拡大した地域がないか。 		
5. 国の主要施策との関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・防除実施計画、生物多様性地域戦略、特定計画（鳥獣保護管理法）その他計画に基づいた防除事業であるか。 	基準5-1	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により、生態系保全上重要な地域における生態系の保全が促進されること。 	基準5-2	必ずしも保護区等である必要はなく、都市部における緑道等、地域生態系における重要性が見込まれるものであれば該当する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象種が明示され、それらが防除等の対象となる特定外来生物との生物間相互作用を有していること。 	基準5-3	
6. 科学的知見に基づく事業実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインや論文、マニュアル、手引き等、既存の知見の活用が図られていること。 	基準6-1	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたり、専門家との連携が行われ、科学的な知見からの指導、検討が行われていること。 	基準6-2	
	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家の意見が事業計画に随時取り入れられる体制が確保されていること。 	基準6-3	
7. 事業成果の評価体制	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度の事業成果を年度末に評価し、次年度の計画策定に効果的に反映する体制が構築されていること。 ・評価時点で得られている成果を今後の事業実施に効果的に生かすことが可能な事業計画であること。 	基準2-3 基準4 基準6-3	左記3項目の記載内容を鑑みて総合的に判断する。
8. 責務規定を踏まえた都道府県の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が市町村に対して実施する間接交付事業であること。 ・都道府県と市町村の役割分担が明確になされ、連携促進等の取組の具体性が図られた事業計画であるか。 <p>※「特定外来生物被害防止基本方針」（令和4年9月20日閣議決定）における都道府県の役割を参照。</p>	基準3-2-2	